

長期低利の融資でトラック業界の近代化を

宮崎県近代化基金融資申込み

公募のしおり

(平成30年4月1日実施)

この制度の目的

この制度は、運輸事業振興助成交付金を
もって基金を創設し、利子補給による長期
低利の融資を推進して、トラック運送事業
の近代化・合理化を図るものです。

一般社団法人 宮崎県トラック協会

平成30年度 宮崎県近代化基金融資申込み公募要綱

■融資対象者

宮崎県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者及びその共同体であって商工組合中央金庫と取引資格のあるもの。

■融資対象事業

1. トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - ①トラック事業者が近代化 合理化のための事務機器（コンピューター ファクシミリ 複写機 MCA機器 ソフトウェア等）の設置購入に要する資金を含む。
 - ②設備の「補修 改修」に要する資金を含む
 - ③人材確保及び生産性向上のための設備資金
2. 福利厚生施設の設備に要する資金
男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等）を含む
3. 荷役機械（テールゲートリフターの設置を含む）、車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金
4. 環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資
 - ①環境対応車とは、全ト協及び県ト協の導入促進助成事業対象となるCNG車及びハイブリッド車をいう。
 - ②省エネ機器とは、全ト協及び県ト協の導入促進助成事業対象となるEMS及びドライブレコーダー等をいう。
5. ポスト新長期規制又は平成28年排ガス規制適合車（以下「ポスト新長期等規制適合車」という。）導入に係る融資
 - ①ポスト新長期規制適合車とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に定める排出基準に適合する事業用貨物自動車をいう。
 - ②平成28年排出ガス規制適合車とは「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

■融資条件

1. 融資限度

融資制度	個別企業体	共同 体
一般融資	5,000万円	10,000万円
ポスト新長期等	5,000万円	10,000万円
環境対応車・省エネ機器	2,000万円	10,000万円

2. 貸出利率

取扱金融機関の所定利率による。

3. 償還期間

10年以内。ただし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内。（車両については5年以内）

4. 償還方法

据置期間（償還期間のうち6カ月以内）の終了後、月賦隔月賦又は3カ月ごとの均等分割償還とする。

5. 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

6. 再融資の制限

個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合には、全額償還後又は、3年以上正常な償還が行われているものに限る。

■利子補給率

この制度融資の借入者に対し、（一社）宮崎県トラック協会は、次の補給率により利子補給を行うものとする。ただし、中小企業近代化促進法第8条第2項に定める共同出資法人（株式会社）については、個別企業体の利子補給率を適用する。

融資制度	個別企業体	共同 体
一般融資	年0.3%	年0.3%
ポスト新長期等		
環境対応車・省エネ機器		

- 設備完成報告 設備完成（購入）後、すみやかに、所定様式により報告すること。報告がない場合には、利子補給を行わないことがある。
- 取扱金融機関 商工組合中央金庫宮崎支店及び同金庫の代理店信用組合の本支店。
- 申 込 先 （一社）宮崎県トラック協会
- 申 込 方 法 所定の申込書により申込むこと。
- そ の 他 この要綱に定めのない事項は、（一社）宮崎県トラック協会制定の近代化基金運営要領の定めるところによる。

申込み手続き等の手引き

・ 申込書及び添付書類

申込書及び添付書類は様式が定められております。用紙はトラック協会に備えてあります。記入方法がわからないときはトラック協会事務局にお問い合わせ下さい。なお、提出された書類はご返却致しませんので、取扱金融機関あての提出書類は別途にご用意下さい。

・ 図面、見積書など

申込書には、土地購入の場合には、公図と所在地案内図建物の場合には、平面図と所在地案内図と見積書、機械車両の場合は見積書を提出していただきますので早めに準備して下さい。

・ 商工中金あて借入申込み

融資推薦決定通知を受けた方は、同通知書写を添えて直ちに商工中金に借入申込みを行って下さい。申込み用紙は商工中金で受領し、その指示により作成して下さい。なお、商工中金に借入申込みを行うときは、次の資格を具備する必要があります。この資格を備えていない方はトラック協会にご相談下さい。

- ①商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。
- ②商工中金の代理店となっている信用組合の組合員であること。ただし、この場合は、商工中金と直接取引はできず信用組合を通じて代理貸付を受けることとなります。

・ 商工中金あて

商工中金に対する借入申込書添付書類は、おおむね次のとおりです。あらかじめ準備しておくことが肝要です。

- ①企業要項
- ②営業報告書（2期分）
- ③収入実績内訳（月別実績、荷主別実績、部門別実績等）
- ④事業計画書
- ⑤収支予想（設備後1カ年分）
- ⑥担保、保証人調（不動産担保の場合には、登記簿謄本添付）

・ 利子補給の方法

取扱金融機関の所定利率から利子補給率を差引いた利率（低利率）による融資が行われることとなります。

★その他不明の点はお気軽にトラック協会事務局に、お尋ね下さい。

(様式1号)

該当欄に○印

<input type="checkbox"/>	一般融資	<input type="checkbox"/>	ポスト新長期等融資
<input type="checkbox"/> 環境対応車・省エネ機器融資			

融 資 推 薦 申 込 書

当協会の推薦は融資対象事業者が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、融資の決定とは異なります。取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

平成 年 月 日

(一社) 宮崎県トラック協会

会長 牧 田 信 良 殿
 住 所
 企 業 名
 代 表 者
 (電話番号)

印

このたび下記要項のとおり近代化基金融資推薦申込みをいたします。
 なお、融資推薦を受けたときは、貴協会制定の近代化基金運営要領の各条項を遵守いたします。

記

金 額	金 千円
資 金 使 途	
期 間	年 か月
償 還 方 法	
担 保	
保 証 人	
借入希望時期	平成 年 月
支払予定時期	平成 年 月 (注)支払済の場合、つなぎ融資による支払分のみ推薦可能
つなぎ融資 (該当に○印)	① 借入済み(予定) 年 月 (注)本推薦融資借入金により返済が必要 ② 借入予定なし
協同組合加入状況 (該当に○印)	① 加入済 組合名 () ② 未加入 (加入予定組合名)
融資申込店予定 (該当に○印)	① 商工中金 宮崎支店 3 未 定 ② 代理店 ()

添付書類 1. 企業要項 2. 事業計画書

(様式1号) 記入要領

資金使途 (記入例)

- ① 設備資金 (配送センター建物新築資金)
- ② 設備資金 (車両購入資金)

償還方法 (記入例)

- ① 据置期間○か月以降○か月ごと均等分割償還
- ② ○月○日を第1回とし以後○か月ごと○○千円あて分割償還し期限に残額○○千円完済

担保 (記入例)

- ① 不動産 (土地、建物) 第○順位
- ② 動産 (有価証券)

保証人 (記入例)

- ① 法人の場合 (代表者1名を記入)

(代表取締役) ○ ○ 太郎

以上 1 名

- ② 個人の場合

(妻) ○ ○ 花子

(同業者知人) △ △ 三郎

以上 2 名

協同組合加入状況

現在加入している組合名を記入する。

(様式3号)

事業計画書

(単位：千円)

設備を行う動機・目的及びその効果		
計画の概要	設置場所	
	物件の種類	
	構造・形式	
	面積・数量	
	収容能力等	
	所要資金	千円
	着工・発注時期	平成 年 月
	完成・購入時期	平成 年 月
	施工者(購入先)	
資金調達方法	本借入金	千円
	自己資金	千円
	その他(他行借入など)	千円
	合計	千円

- 添付書類 ① 簡単な図面 土地の場合は公図と所在地を示す案内図
建物の場合は平面図と所在地を示す案内図
- ② 見積書

* (様式3) 記入要領

設備を行う動機・目的及びその効果

物流施設の場合

道路、交通事情、需要構造の変化など外的要因にも触れ、施設の現状と問題点及びその改善策を簡潔に述べ、今回設備の狙いを明確に示す。効果はできるだけ具体的(計数的)に説明する。

福利厚生施設の場合

施設の現状と問題点、今回設備の必要性・利用見込み、収益面への影響などを説明する。

荷役機械の場合

設備の必要性、設備前と設備後の能力・能率比較、省力効果、収益面のメリットなどを説明する。

車輛の場合

代替増設の別を記入するだけでよい。

計画の概要

物件の種類 土地・建物、機械設備、車輛等の別

構造・形式 土地の地目・用途、建物の構造、車輛の種類・形式等

(様式2号の1)

企業要項(個別企業用)

平成 年 月 日

(ふりがな) 名称 (所属組合)	()		住所	本店 (TEL) 支店・営業所数			
役員	代表者 (才) 外 名		業界役職	協会 その他			
資本金	千円 同族 (%) (%) (%)						
設立年月	年 月 (創業 年 月)						
規模	不動産	土地	m ² (内借地	m ²)	車	10 t 車以上	台
		営業所	m ² (内借家	棟		m ²)	6 "
		保管施設	m ² ("	棟	m ²)	4 "	"
		車庫	m ² ("	棟	m ²)	1 "	"
		その他				特殊車種	"
						軽自動車	"
従業員	男 人	男 人	男 人	合計	人	労組	有・無 上部団体名
	職員	運転手	その他				
	女 人	女 人	女 人				
主な荷主 及び 運送収入		①	②	③			
	荷主名 運送収入	千円	千円	千円			
業績 (2期分)		年 月期		年 月期			
	運送収入	千円		千円			
	経常利益	千円		千円			
	純損益	千円		千円			
	減価償却	千円		千円			
	自己資本	千円		千円			
取引銀行 上位3行	①	②		③			
沿革 特色 その他							

(様式2号の3)

承 諾 書

平成 年 月 日

一般社団法人宮崎県トラック協会 御中

住 所

企業名

代表者

印

私は、今般、近代化基金融資の推薦申込みを行うにあたり、推薦融資を借受けた場合に貴協会から受ける利子補給について、後日、貴協会において、近代化基金運営要領の5の(7)に定める利子補給の制約条項の①または②のいずれか一に該当すると認められた場合は、利子補給を打切られ、且つ既往の利子補給分の金額を貴協会の請求あり次第異議申立て等一切行わず直ちにお支払いすることを承諾いたします。

(様式7) 注意事項

1. 原則的取扱

近代化基金融資を利用して購入した車両については、車検証の「所有者」名義は必ず借入を行った事業者であること。

第三者名義となっている場合は勿論、購入元の自動車販売事業者（以下ディーラー）の名義になっている場合も設備資金としての融資の取扱はできません。

また、車検証名義の確認は、「所有者」欄、「使用者」欄の双方で行って下さい。使用者名が事業者となっているだけでは、近代化基金融資の対象とはなりません。

2. 例外的取扱

当該車両を購入した際の近代化基金融資について、ディーラーが連帯保証人となっている場合に限って、1の記載に関わらず例外的に車検証名義がディーラーのままとなっても設備資金として取り扱います。ただし、この取扱を行う場合は、下記①～④の書類すべてを確認資料としてその写しを徴求して下さい。

- ①車両代金の支払い確認として、ディーラー宛の「振込金受取書」またはディーラー発行の「領収書」
- ②購入車両に係る「自動車検査証」（所有者がディーラー、使用者が借入人となっているもの）
- ③ディーラーが連帯保証人となっていることの確認として、ディーラーが連帯保証人として連署している「金銭消費貸借契約証書、または根保保証書」
- ④融資の対象となる車両をリースで導入しないことを確認するため、融資推薦申込みの段階の添付資料として「事業計画書」及び「見積書」
(リースでの導入でない旨の記載が必要です。)